

四	三	二	一	行 平 省 ○
發 行 方 法	用 振 替 等 法	の 法 発 号 名 称	條 律 行 項 及 の び 根 そ 抠 記	平 成 二 十 八 次 年 五 月 と 六 月 九 月 九 日 告 示 す る 行 事 第 一 百 八 十 四 号
	の 適			利 債 務 大 臣 麻 生 太 郎

債定特あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財七利  
 市め別つ入入。へ格替適下へ債項律計号法め営四政回付  
 場る参て札札に以を機用一平、第ニ～律のに号法～國庫債券  
 特も加、と発よ下競闘を振株式必～～  
 別の者財同行る「争は受替十三年法等の振替に  
 参にご務時一発価に日け法」～  
 加よと大にと行格付本る「と  
 者るに臣行い（競し銀もとい  
 •発応がわう以争て行のう。  
 第行募各れ。下入行とと  
 I（限国る、「札わする。」  
 非度債入価価一れ。の  
 価一額市札格格とる。そ  
 格国を場で競競い入の定法  
 第ニ～律のに号法～  
 二関第ヘ公必～～  
 十す三平債要第昭和  
 三る条成のな四和  
 号法第二発財条二  
 ～律一十行源第十  
 第ヘ項四のの一  
 四平並年特確項年  
 十成び法例保及法  
 六十に律にをび律  
 条九特第關圖財第  
 第年別百する政三  
 第ニ～律のに号法～  
 二關第ヘ公必～～  
 十す三平債要第昭和  
 三る条成のな四和  
 号法第二発財条二  
 ～律一十行源第十  
 第ヘ項四のの一  
 四平並年特確項年  
 十成び法例保及法  
 六十に律にをび律  
 条九特第關圖財第  
 第年別百する政三

六

イ  
發

入価 入価・別債行争非者特国  
 札格行札格第参市及入価・別債  
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市  
 行争額行争非者特国発競I加場

五

ロ  
イ  
方募

入価法入  
 札格決  
 発競定  
 行争の

第公必千つ定う額  
 三債要六いにち面  
 条のな百て基、金  
 第発財六はづ財額  
 一行源十、き政で  
 項のの五額発法二  
 の特確万面行第兆  
 規例保円金し四千  
 定にを、額た条八  
 に閑図財で利第百  
 基する政百付一十  
 づるた運九国項三  
 き法め営億債の億  
 発律のにニに規円

込募各当も各  
 み限国ての申  
 の度債るか込  
 応額市。らみ  
 募の場その  
 額範特のう  
 を圃別応ち  
 割内參募応  
 りに加額募  
 当お者を価  
 ていご順格  
 るてと次の  
 。各の割高  
 申応りい

發別にご務後格競  
 行參よと大に競争  
 一加るに臣行争入  
 と者發応がわ入札  
 い・行募各れ札發  
 う第へ限國るの行  
 。II以度債入募  
 非下額市札入と  
 価一を場でのい  
 格國定特あ決う。  
 競債め別つ定一  
 争市る參てを及  
 入場も加、しご  
 札特の者財た価

## 七

ハ

ロイ  
払

争非者特国行争非者特国入価込  
 入価・別債入価・別債札格金  
 札格第参市札格第参市発競金  
 発競Ⅱ加場発競Ⅰ加場行争額

三千五百五十億五千七百五万円

二十二千三兆二万二千円千百  
 百円千百二十  
 二億六十八億三千九  
 三百九千二百二  
 二万円

ハ

ロ

行争非者特国行争非者特国  
 入価・別債入価・別債札格金  
 札格第参市札格第参市  
 発競Ⅱ加場発競Ⅰ加場

でた条特三利第別千付一會四國項計  
 百債のに九に規関十つ定す五いにる  
 億て基法円、づ律額き第面發四  
 金行十額し六

でた条特百つ定す七面行  
 二利第別十いにる百金し  
 千付一會四て基法四額た  
 百國項計億はづ律十で利  
 七債のに二、き第五六付  
 十に規関千額發四万千國  
 八つ定す五面行十円五債  
 億いにる百金し六、百に  
 円て基法九額た条特八つ  
 、づ律十で利第別十い  
 額き第万一千付一會九て  
 面發四円兆國項計億は  
 金行十五債のに四、  
 額し六千に規關千額

十四	十 四	十 三 二	十 十 口 イ 一	十 十 發	九 八	振 額 最 低 行 替 額 單 面 位 金
初		の 経 利 入 値 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 値 発				
期		払 過 札 格 第 参 市 及 入 値 ・ 别 債 札 格 行 行				
利		込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 値				
子		み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日				
た 期 平		る 定 り 払 募 年		九 額 七 額	平 す 額 の 振	五
金 と 成		。 す 算 込 入 ○		錢 面 錢 面	成 る の 記 替	万
額 し 二		る 出 金 決 ・		金 以 金	二 。 整 載 法	円
を 、 十		期 し 額 定 一		額 上 額	十 数 又 の	
支 次 八	100   365 × 0.1	日 た に の パ		百 の 百	八 倍 は 規	
払 の 年		に 金 加 通 ।		円 そ 円	年 の 記 定	
う 算 九		払 額 え 知 セ		に れ に	五 金 錄 に	
。 式 月		い を 、 を ン		つ ぞ つ	月 額 は よ	
た に 二		込 第 次 受 ト		き れ き	十 に 、 る	
だ よ 十		む 二 の け		百 の 百	九 よ 最 振	
し り 日		も 十 算 た		一 応 一	日 る 低 替	
、 算 を		の 号 式 者		円 募 円	も 額 口	
支 出 支		と に に は		五 價 五	の 面 座	
払 し 払		す 規 よ 、		十 格 十	と 金 簿	

二十九十八七六十五

払者入払元償償  
込札場利還還  
期参所金金期  
日加支額限子以

平成大臣から通知を受けた者財務大臣が年間の支払額を算出し、その三ヶ月後までに支払うべき金額を算出する。この算出額は、支払額の100分の10に相当する。

規定期定、が銀行休業日に第10日についに、同じくおうとて以きる。

額面金額× $\frac{0.1}{100} \times 1$